

備 一 第 1 9 号
(備 二)
令和元年7月3日

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に係る留意事項について（通達）

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第10号）による改正後の重要施設の周辺地域における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第9条第3項ただし書の規定に基づき締結された「対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の通報特例に関する協定（以下「法9条3項協定」という。）」については、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第9条第3項ただし書の規定に基づく「対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の通報特例に関する協定」の締結について（通達）」（令和元年7月3日付け備一第17号）により通達したほか、法第10条第3項の規定により読み替えられた同項ただし書の規定に基づき締結された「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定（以下「法10条3項協定」という。）」については、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により読み替えられた同項ただし書の規定に基づく「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定」の締結について（通達）」（令和元年7月3日付け備一第18号）により通達したところである。

法9条3項協定及び法10条3項協定の運用に係る留意事項については下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

記

1 法9条3項協定による対象防衛関係施設の管理者との間における取決め

対象防衛関係施設については、その対象施設及びその指定敷地等の上空において、対象施設の管理者又はその同意を得た者が小型無人機等の飛行を行う場合であって、法第9条第3項本文に定める都道府県公安委員会等への通報（以下「通報」という。）

を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、法9条3項協定に基づいて、「当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な通報に代わるべき措置」をとることとされている。法9条3項協定第4条第1項においては、当該対象防衛関係施設の管理者は、当該対象防衛関係施設が所在する地域を管轄する警視庁若しくは道府県警察本部若しくは方面本部の小型無人機等への対処に関する事務を担当する課（隊その他課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長から、当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において行われている小型無人機等の飛行に関する照会を受けた場合において、必要な事項を速やかに回答することとされている。

よって、県内の防衛関連施設が本件対象に指定される都度、これらの照会及び回答を円滑に実施するため、警備第一課と当該対象防衛関係施設の管理者との間で、警察庁から示された別添1ひな形を活用しつつ、連絡手段その他必要な事項について取り決めることとする。

2 法10条3項協定による対象防衛関係施設の管理者との間における取決め

法に基づき県内の対象防衛関係施設が指定された場合には、法10条3項協定第7条に基づき、警備第一課が当該対象防衛関係施設の管理者との間で、別添2ひな形を活用しつつ、

- 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空において、違法な小型無人機等の飛行が行われていると認めた場合における相互通報に係る連絡手段
- 上記の通報を受けた際に警察から当該対象防衛関係施設の管理者に対して行う安全確保措置の実施に係る依頼に係る連絡手段
- 当該対象防衛関係施設の管理者からの施設警護自衛官による安全確保措置の実施結果の通知に係る連絡手段

等の取決めを行う

3 留意事項

(1) 法9条3項協定及び法10条3項協定の対象となる防衛関係施設管理者との平素の連携

各警察署にあっては、法第1条の目的に照らし対象防衛関係施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するために必要な範囲内において、それぞれ対応する通報特例対象防衛関係施設の照会連絡担当との間で、平素から情報交換を行うなど、密接な連携を図ること。

(2) 法10条3項協定第4条第1項2号に規定する警察からの対象防衛関係施設の管理者に対する安全確保措置の実施に係る依頼について

警察から対象防衛関係施設の管理者に対して安全確保措置の実施に係る依頼を行う場合としては、例えば、警察施設等から現場へ向かう行程において、天候や交通状況が著しく悪い（例：土砂崩れによる通行遮断）など、現場に到着する目途が立たないような場合等を想定しているところ、安全確保措置の実施に係る依頼を行う

か否かの判断は、交通状況や現場到着までに要する時間等を総合的に勘案して行うこととなるため、各警察署が所管する防衛関係施設が対象となった場合は、それらの点に留意して対象防衛関連施設連絡担当者と連絡を行うこと。

4 その他

警備第一課と防衛関連施設管理者との間で、法9条3項協定及び法10条3項協定の取決めをした際は、各署に別途通知する。

担当 警備第一課事件係

別添省略